

# 山口県報

平成 30 年  
5 月 29 日  
(火曜日)

## 目 次

○告示

区画漁業権の免許の内容たるべき事項及び申請期間等（水産振興課）……………二七

定置漁業権の免許の内容たるべき事項及び申請期間等（水産振興課）……………二七



### 山口県告示第二百九号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十一条第一項の規定に基づき、区画漁業権の免許の内容たるべき事項、申請期間等を次のとおり定めた。

平成三十年五月二十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 免許の内容たるべき事項
  - (一) 公示番号 区第一号
- (二) 漁業の種類等
  - 1 漁業の種類 第一種区画漁業
  - 2 漁業の名称 ひおうぎがい垂下式養殖業
  - 3 漁業の時期 一月一日から十二月三十一日まで
- (三) 漁場の位置
  - 萩市大字須佐地先
- (四) 漁場の区域
  - 次のAとBとを結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

#### 点の位置

- (一) 公示番号 区第二号
- (二) 漁業の種類等 第一種区画漁業
- (三) 漁業の名称 とらふぐ、ひらまさ、雑魚小割式養殖業
- (四) 漁場の位置
  - 阿武郡阿武町大字奈古字土地先
  - 漁場の区域
    - 次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域
    - 点の位置
      - 基点A 阿武郡阿武町大字奈古字土防波堤突端南側角
      - 点イ Aから二三五度三〇分二六一メートルの点
      - ロ Aから二一九度二八五メートルの点
      - ハ Aから一四八度一〇〇メートルの点
      - ニ Aから一四八度一五メートルの点
- (五) 地元地区
  - 阿武郡阿武町大字奈古

点の位置  
基点A 萩市大字須佐字福浦鶴島頂上から北方一一五メートルの最大高潮時海岸線（水ヶ浦東側）に設置した標柱

B 字廣湯沖浦橋北西端から最大高潮時海岸線沿いに北方へ

二二メートルの点に設置した標柱

萩市大字須佐

- (一) 公示番号 区第三号
- (二) 漁業の種類等 第一種区画漁業
- (三) 漁業の名称 ひらまさ小割式養殖業
- (四) 漁場の位置
  - 一月一日から十二月三十一日まで

(四) 阿武郡阿武町大字奈古黒山地先  
漁場の区域

次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域  
点の位置

基点A 阿武郡阿武町奈古港浜崎防波堤灯台基部

点イ Aから一九五度四八分三四メートルの点

ロ Aから一九九度三六分五一メートルの点

ハ Aから一八九度三〇分五三八メートルの点

ニ Aから一七九度一八分四二三メートルの点

(五) 地元地区

阿武郡阿武町大字奈古

(一) 公示番号 区第四号

(二) 漁業の種類等

1 漁業の種類 第一種区画漁業

2 漁業の名称 とらふぐ、ひらまさ、ぶり、まだい、雑魚小割式養殖業

3 漁業の時期 一月一日から十二月三十一日まで

(三) 漁場の位置

萩市大字椿東字後小畑狐島地先

(四) 漁場の区域

次のA、ロ、イ、Bの各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

点の位置

基点A 萩市大字椿東狐島潟港海岸肥揚場丸瀬頂上

B 〃 〃 狐島台地南東端

C 〃 〃 潟港B防波堤白灯台基部

D 〃 〃 潟港C防波堤赤灯台基部

点イ BとDとを結んだ線上Bから五〇メートルの点

ロ AとCとを結んだ線上Aから五〇メートルの点

(五) 地元地区

萩市大字椿東(小畑地区に限る。)

(一) 公示番号 区第五号

(二) 漁業の種類等 第一種区画漁業

1 漁業の種類 第一種区画漁業

2 漁業の名称 ぶり、まだい、雑魚小割式養殖業

3 漁業の時期 一月一日から十二月三十一日まで

(三) 漁場の位置

長門市幸島洲の鼻地先

(四) 漁場の区域

次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

点の位置

基点A 長門市三隅下室生北側防波堤屈折部に設置した標柱

点イ Aから三二五度三九五メートルの点

ロ Aから三一五度三〇分六八五メートルの点

ハ Aから二九一度七三メートルの点

ニ Aから二七七度三〇分四六三メートルの点

(五) 地元地区  
長門市三隅下(野波瀬地区に限る。)

(一) 公示番号 区第六号

(二) 漁業の種類等

1 漁業の種類 第一種区画漁業

2 漁業の名称 あおりの養殖業

3 漁業の時期 九月一日から翌年四月三十日まで

(三) 漁場の位置

長門市三隅川河口

(四) 漁場の区域

次のAとBとを結んだ線、CとDとを結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

点の位置

基点A 長門市三隅中琴橋右岸中央

B 〃 〃 琴橋左岸中央

C 〃 〃 字鬼崎開作護岸北西端

D 〃 〃 三隅下殿村開作護岸北東端

(五) 地元地区

長門市三隅下(野波瀬地区を除く。)及び三隅中

(六) 制限又は条件

漁業の時期が終了したときは、直ちにくいを撤去しなければならない。

(一) 公示番号 区第七号

(二) 漁業の種類等

1 漁業の種類 第一種区画漁業

2 漁業の名称 ぶり、まだい、雑魚小割式養殖業

3 漁業の時期 一月一日から十二月三十一日まで

(三) 漁場の位置

長門市仙崎紫津浦地先

(四) 漁場の区域

次のA、イ、Bの各点を順次結んだ線、CとDとを結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

点の位置

基点A 長門市仙崎字松ヶ崎A消波堤南側基部から海岸線沿いに南西へ二五

メートルの点に設置した標識

B 〃 〃 字六官B消波堤南側基部に設置した標柱

C 〃 〃 字逢坂見突堤突端東側角

D 〃 〃 字藻尻鼻突堤突端東側角

点イ Bから二四六度六二メートルの点

(五) 地元地区

長門市仙崎

(一) 公示番号 区第八号

(二) 漁業の種類等

1 漁業の種類 第一種区画漁業

2 漁業の名称 かき垂下式養殖業

3 漁業の時期 一月一日から十二月三十一日まで

(三) 漁場の位置

長門市通地先

(四) 漁場の区域

次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

点の位置

基点A 長門市通字平瀬三四の七護岸東端

点イ Aから一二〇度四五分一五メートルの点

ロ Aから一二四度〇一分二九二メートルの点

ハ Aから一四四度〇一分二九八メートルの点

ニ Aから一六二度四六分一三六メートルの点

(五) 地元地区

長門市通

(一) 公示番号 区第九号

(二) 漁業の種類等

1 漁業の種類 第一種区画漁業

2 漁業の名称 とらふぐ、ひらまさ、ぶり、まだい、雑魚小割式養殖業

3 漁業の時期 一月一日から十二月三十一日まで

(三) 漁場の位置

長門市油谷向津具下油谷島地先

(四) 漁場の区域

次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

点の位置

基点A 長門市油谷向津具下字磯ノ町一六六六地先に設置した標識

B 〃 〃 字箸神一〇二三の一に設置した標柱

点イ Aから三〇度三〇〇メートルの点

ロ Aから三〇度一〇〇メートルの点

ハ Bから三〇度二〇メートルの点

ニ Bから三〇度二二〇メートルの点

(五) 地元地区

長門市油谷向津具下(大浦地区に限る。)

(一) 公示番号 区第十号

(二) 漁業の種類等

- (一) 漁業の種類 第一種区画漁業
- 2 漁業の名称 くらまぐろ小割式養殖業
- 3 漁業の時期 一月一日から十二月三十一日まで
- (二) 漁場の位置
  - 長門市油谷向津具下字青田地先
- (三) 漁場の区域
  - 次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域
  - 点の位置
    - 基点A 長門市油谷向津具下字堂ノ元三一〇五に設置した標識
    - B ッ ッ 字青田二〇六六の五二に設置した標識
    - 点イ Aから二〇八度一五〇メートルの点
    - ロ Bから一七六度一七五メートルの点
    - ハ Bから一八五度四五〇メートルの点
    - ニ Aから一九七度四二七メートルの点
- (四) 地元地区
  - 長門市油谷向津具下(大浦地区に限る。)
- (五) 制限又は条件
  - 1 養殖の用に供する施設は、次に掲げる規模を超えてはならない。ただし、いけすの総面積が一九、八六九平方メートルを超えない範囲内で、いけすの形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。
  - 形状…八角形、一辺の長さ…一七・五メートル、台数…十二台
  - 形状…円形、直径…三〇メートル、台数…三台
  - 2 養殖用種苗のうち、一年当たりの天然種苗の活込尾数は二二、五九八尾を超えてはならない。
  - 3 漁業権の免許を受けた者は、漁業権の行使者を決定したときは、行使者の住所及び氏名(法人にあつては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名)を知事に報告しなければならない。
- (六) 公示番号 区第十一号
- (二) 漁業の種類等
  - 1 漁業の種類 第一種区画漁業
  - 2 漁業の名称 あおのり養殖業
  - 3 漁業の時期 十月一日から翌年四月三十日まで

- (一) 漁場の位置
  - 長門市掛淵川河口
- (二) 漁場の区域
  - 次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域
  - 点の位置
    - 基点A 長門市油谷蔵小田新橋右岸下流側橋台
    - B ッ ッ 字西ノ原一七七八の六に設置した標識
    - C ッ ッ 一一九八の一二に設置した標柱
    - D ッ ッ 字浦東二四三〇の一に設置した標柱
    - 点イ Aから一八一度三〇分一〇メートルの点
    - ロ Bから一八〇度一〇メートルの点
    - ハ Cから一八〇度一〇メートルの点
    - ニ Dから一八〇度一〇メートルの点
    - ホ Dから一八〇度八五メートルの点
    - ヘ Cから一八〇度一〇〇メートルの点
    - ト Aから一八一度三〇分八〇メートルの点
- (三) 地元地区
  - 長門市油谷蔵小田
- (四) 制限又は条件
  - 漁業の時期が終了したときは、直ちにくいを撤去しなければならない。
- (五) 公示番号 区第十二号
- (二) 漁業の種類等
  - 1 漁業の種類 第一種区画漁業
  - 2 漁業の名称 あおのり養殖業
  - 3 漁業の時期 十月一日から翌年四月三十日まで
- (三) 漁場の位置
  - 下関市豊北町粟野川河口
- (四) 漁場の区域
  - 次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域
  - 点の位置
    - 基点A 下関市豊北町大字粟野字郷西中水門東口角

- (五) 地元地区
  - 点イ Aから二七二度三〇分二三〇メートルの点
  - ロ Aから五三度三〇分一三五メートルの点
  - ハ Aから四三度一六〇メートルの点
  - ニ Aから二九四度三〇分一七〇メートルの点
  - ホ Aから二九四度三〇分三一四メートルの点
  - ヘ Aから二八七度三〇分三二六メートルの点
- (六) 制限又は条件
 

下関市豊北町大字粟野

漁業の時期が終了したときは、直ちにロープ、ボンデン及びびいかりを撤去しなければならぬ。

- (一) 公示番号 区第十三号
- (二) 漁業の種類等
  - 1 漁業の種類 第一種区画漁業
  - 2 漁業の名称 ぶり、まあじ、まだい、雑魚小割式養殖業
  - 3 漁業の時期 一月一日から十二月三十一日まで
- (三) 漁場の位置
 

下関市豊浦町大字浦田後地地先
- (四) 漁場の区域
 

次のA、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、Bの各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

- (五) 地元地区
 

下関市豊浦町大字浦田後地
- 基点A 下関市豊浦町浦田漁港A防波堤突端中央部
- B 〃 〃 浦田漁港沖防波堤屈曲部に設置した標識
- 点イ Aから一〇九度五〇メートルの点
- ロ Aから一七五度二四五メートルの点
- ハ Aから二二六度二九〇メートルの点
- ニ Aから三三四度三〇分二五〇メートルの点
- ホ Aから二五八度四六五メートルの点
- ヘ Aから二八八度三〇分四三〇メートルの点

- (一) 公示番号 区第十四号
- (二) 漁業の種類等
  - 1 漁業の種類 第一種区画漁業
  - 2 漁業の名称 ひじき養殖業
  - 3 漁業の時期 十一月一日から翌年五月三十一日まで
- (三) 漁場の位置
 

下関市六連島北崎地先
- (四) 漁場の区域
 

次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

- (一) 公示番号 区第十五号
- (二) 漁業の種類等
  - 1 漁業の種類 第一種区画漁業
  - 2 漁業の名称 ひじき養殖業
  - 3 漁業の時期 十一月一日から翌年五月三十一日まで
- (三) 漁場の位置
 

下関市六連島波止ノ鼻地先
- (四) 漁場の区域
 

次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

- (一) 公示番号 区第十五号
- (二) 漁業の種類等
  - 1 漁業の種類 第一種区画漁業
  - 2 漁業の名称 ひじき養殖業
  - 3 漁業の時期 十一月一日から翌年五月三十一日まで
- (三) 漁場の位置
 

下関市六連島波止ノ鼻地先
- (四) 漁場の区域
 

次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

- (一) 公示番号 区第十六号
- (二) 漁業の種類等
  - 1 漁業の種類 第一種区画漁業
  - 2 漁業の名称 ひじき、わかめ養殖業
  - 3 漁業の時期 十月一日から翌年五月三十一日まで
- (三) 漁場の位置
  - 下関市武久海水浴場及び同市金比羅町地先
- (四) 漁場の区域
  - 次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域
  - 点の位置
    - 基点A 下関市武久町二丁目安瀬尻南端に設置した標識
    - B ッ 金比羅町長手瀬大岩頂上に設置した標柱
  - 点イ Aから一七八度五〇〇メートルの点
  - ロ Aから二〇九度三〇分五七〇メートルの点
  - ハ Bから三〇〇度五一〇メートルの点
  - ニ Bから三〇〇度二一〇メートルの点
- (五) 地元地区
  - 下関市伊崎町一丁目及び伊崎町二丁目
- (六) 制限又は条件
  - 漁業の時期が終了したときは、直ちにロープ、ボンデン及びびいかりを撤去しなければならぬ。

- (一) 公示番号 区第十七号
- (二) 漁業の種類等
  - 1 漁業の種類 第一種区画漁業
  - 2 漁業の名称 ひじき、わかめ養殖業
  - 3 漁業の時期 十月一日から翌年五月三十一日まで
- (三) 漁場の位置
  - 下関市筋ヶ浜町地先
- (四) 漁場の区域
  - 次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域
  - 点の位置
    - 基点A 下関市筋ヶ浜町身投岩突端に設置した標柱
    - B ッ 金比羅町長手瀬大岩頂上に設置した標柱
  - 点イ Aから二八五度六二〇メートルの点
  - ロ Aから二七三度三三〇メートルの点
  - ハ Bから一八七度一三〇メートルの点
  - ニ Bから二七二度二八〇メートルの点
- (五) 地元地区
  - 下関市伊崎町一丁目及び伊崎町二丁目
- (六) 制限又は条件
  - 漁業の時期が終了したときは、直ちにロープ、ボンデン及びびいかりを撤去しなければならぬ。
- (一) 公示番号 区第十八号
- (二) 漁業の種類等
  - 1 漁業の種類 第一種区画漁業
  - 2 漁業の名称 かき垂下式養殖業
  - 3 漁業の時期 一月一日から十二月三十一日まで
- (三) 漁場の位置
  - 下関市彦島迫町六丁目地先
- (四) 漁場の区域
  - 次のイ、ロ、ハ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域
  - 点の位置
    - 基点A 下関市彦島迫町六丁目彦島大橋南側橋脚北端

- (五) 地元地区
  - 下関市彦島海士郷町、彦島老町一丁目、彦島老町二丁目、彦島老町三丁目及び彦島角倉町三丁目

- (一) 公示番号 区第十九号

- (二) 漁業の種類等

- 1 漁業の種類 第一種区画漁業

- 2 漁業の名称 ひじき、わかめ養殖業

- 3 漁業の時期 十月一日から翌年五月三十一日まで

- (三) 漁場の位置

- 下関市彦島迫町六丁目地先

- (四) 漁場の区域

- 次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

- 点の位置

- 基点A 下関市彦島迫町六丁目彦島大橋南側橋脚北端

- 点イ Aから二七八度五六〇メートルの点

- ロ Aから二七八度九六〇メートルの点

- ハ Aから二三九度一、一三〇メートルの点

- ニ Aから二二七度七四〇メートルの点

- (五) 地元地区

- 下関市彦島海士郷町、彦島老町一丁目、彦島老町二丁目、彦島老町三丁目及び彦島角倉町三丁目

- (六) 制限又は条件

- 漁業の時期が終了したときは、直ちにロープ、ボンデン及びびいかりを撤去しなければならない。

- (一) 公示番号 区第二十号

- (二) 漁業の種類等

- 1 漁業の種類 第一種区画漁業

- 2 漁業の名称 わかめ養殖業

- 3 漁業の時期 十月一日から翌年四月三十日まで

- (三) 漁場の位置

- 下関市彦島西山町二丁目長無田地先

- (四) 漁場の区域

- 次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

- 点の位置

- 基点A 下関市彦島西山町二丁目四二五〇の二二九に設置した標識

- B 下関漁港南風泊分港B防波堤突端東側角

- 点イ Aから三一七度四六分三五〇メートルの点

- ロ Aから五度五九分一七六メートルの点

- ハ Aから〇度三五分九八八メートルの点

- ニ Bから六三度〇二分五七二メートルの点

- ホ Bから一〇一度三〇分五二〇メートルの点

- へ Aから三一四度三七分七一二メートルの点

- (五) 地元地区

- 下関市彦島西山町一丁目、彦島西山町二丁目、彦島西山町三丁目、彦島西山町四丁目及び彦島竹ノ子島町

- (六) 制限又は条件

- 漁業の時期が終了したときは、直ちにロープ、ボンデン及びびいかりを撤去しなければならない。

- (一) 公示番号 区第二十一号

- (二) 漁業の種類等

- 1 漁業の種類 第一種区画漁業

- 2 漁業の名称 かき垂下式養殖業

- 3 漁業の時期 一月一日から十二月三十一日まで

- (三) 漁場の位置

- 下関市彦島西山町四丁目地先

- (四) 漁場の区域

- 次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

- 基点A 下関市下関漁港南風泊分港B防波堤突端東側角

- (五) 地元地区
    - 点イ Aから六三度〇二分五七二メートルの点
    - ロ Aから五一度三〇分四四四メートルの点
    - ハ Aから八四度三四四メートルの点
    - ニ Aから一〇一度三〇分五二〇メートルの点
- 下関市彦島西山町一丁目、彦島西山町二丁目、彦島西山町三丁目、彦島西山町四丁目及び彦島竹ノ子島町

- (一) 公示番号 区第二十二号
- (二) 漁業の種類等
  - 1 漁業の種類 第一種区画漁業
  - 2 漁業の名称 わかめ養殖業
  - 3 漁業の時期 十月一日から翌年四月三十日まで
- (三) 漁場の位置
  - 下関市彦島竹ノ子島町地先
- (四) 漁場の区域
  - 次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ、ト、チ、リ、ヌ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

- 点イ Aから一九二度三〇メートルの点
  - ロ Aから三〇六度一五分六〇メートルの点
  - ハ Bから二八二度二四〇メートルの点
  - ニ Bから二一度三〇分一九〇メートルの点
  - ホ Bから二〇五度一四〇メートルの点
  - へ Bから三三七度二二〇メートルの点
  - ト Bから一二度三〇分三〇メートルの点
  - チ Bから一二〇度五〇メートルの点
  - リ Bから八二度九〇メートルの点
  - ヌ Bから三三七度一六〇メートルの点
- 地元地区
- 下関市彦島西山町一丁目、彦島西山町二丁目、彦島西山町三丁目、彦島西山町四

- (六) 制限又は条件
  - 漁業の時期が終了したときは、直ちにロープ、ボンデン及びびいかりを撤去しなければならぬ。

- (一) 公示番号 区第二十三号
- (二) 漁業の種類等
  - 1 漁業の種類 第一種区画漁業
  - 2 漁業の名称 わかめ養殖業
  - 3 漁業の時期 十月一日から翌年四月三十日まで
- (三) 漁場の位置
  - 下関市彦島竹ノ子島町稲荷堂地先
- (四) 漁場の区域
  - 次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ、ト、チ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

- 点イ Aから四八度四二メートルの点
  - ロ Aから一九〇度一四メートルの点
  - ハ Aから三〇五度四五分一七〇メートルの点
  - ニ Aから二九〇度一八一メートルの点
  - ホ Bから二〇六度三〇分七〇メートルの点
  - へ Bから一八〇度二五メートルの点
  - ト Bから二三三度二〇メートルの点
  - チ Bから二九度三六メートルの点
- 地元地区
- 下関市彦島西山町一丁目、彦島西山町二丁目、彦島西山町三丁目、彦島西山町四丁目及び彦島竹ノ子島町
- 制限又は条件
- 漁業の時期が終了したときは、直ちにロープ、ボンデン及びびいかりを撤去しなければならぬ。

(一) 公示番号 区第二百一号

(二) 漁業の種類等  
1 漁業の種類 第一種区画漁業  
2 漁業の名称 かき垂下式養殖業  
3 漁業の時期 一月一日から十二月三十一日まで

(三) 漁場の位置  
下関市長府扇町地先

(四) 漁場の区域

次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域  
点の位置

基点A 下関市長府扇町長府三号岸壁南端

点イ Aから一五四度九〇メートルの点

ロ Aから一四五度三六分一、二七七メートルの点

ハ Aから一二一度四二分一、一七一メートルの点

ニ Aから一九度二分七七五メートルの点

(五) 地元地区

下関市長府才川一丁目、長府才川二丁目、長府松小田本町、長府松小田中町、長府松小田南町、長府松小田東町、長府松小田北町、長府松小田西町、長府江下町及び千鳥ヶ丘町

(一) 公示番号 区第二百二号

(二) 漁業の種類等

1 漁業の種類 第一種区画漁業

2 漁業の名称 かき垂下式養殖業

3 漁業の時期 一月一日から十二月三十一日まで

(三) 漁場の位置  
下関市長府扇町地先

(四) 漁場の区域

次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域  
点の位置

基点A 下関市長府扇町長府三号岸壁南端

点イ Aから一〇一度二四分一四メートルの点

ロ Aから一一八度一八分四八三メートルの点

ハ Aから八八度〇六分六〇四メートルの点  
ニ Aから五五度三八二メートルの点

(五) 地元地区

下関市長府才川一丁目、長府才川二丁目、長府松小田本町、長府松小田中町、長府松小田南町、長府松小田東町、長府松小田北町、長府松小田西町、長府江下町及び千鳥ヶ丘町

(一) 公示番号 区第二百三号

(二) 漁業の種類等

1 漁業の種類 第一種区画漁業

2 漁業の名称 かき垂下式養殖業

3 漁業の時期 一月一日から十二月三十一日まで

(三) 漁場の位置  
下関市長府扇町地先

(四) 漁場の区域

次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域  
点の位置

基点A 下関市長府扇町長府三号岸壁南端

点イ Aから五二度五四分四二六メートルの点

ロ Aから八四度四八分六三九メートルの点

ハ Aから七三度一八分七七八メートルの点

ニ Aから四七度四八分六〇七メートルの点

(五) 地元地区

下関市長府才川一丁目、長府才川二丁目、長府松小田本町、長府松小田中町、長府松小田南町、長府松小田東町、長府松小田北町、長府松小田西町、長府江下町及び千鳥ヶ丘町

(一) 公示番号 区第二百四号

(二) 漁業の種類等

1 漁業の種類 第一種区画漁業

2 漁業の名称 のり養殖業

3 漁業の時期 九月一日から翌年四月三十日まで

- (三) 漁場の位置  
下関市白崎二丁目地先
- (四) 漁場の区域  
次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

点の位置

基点A 下関市松屋本町三丁目海上自衛隊小月航空基地護岸北西端に設置した

標識

B ヶ 乃木浜二丁目護岸東端に設置した標識

点イ Aから一三三度六九〇メートルの点

ロ Aから二〇四度一五分二一〇メートルの点

ハ Aから六度五一〇メートルの点

ニ Aから三四七度六〇〇メートルの点

ホ Bから六一度七九〇メートルの点

ヘ Bから一五一度一、一八〇メートルの点

- (五) 地元地区

下関市松屋本町一丁目、松屋本町二丁目、松屋本町三丁目、松屋本町四丁目、松屋本町五丁目、松屋上町一丁目、松屋上町二丁目、松屋上町三丁目、松屋東町一丁目、松屋東町二丁目、松屋東町三丁目及び王喜宇津井一丁目

- (六) 制限又は条件

漁業の時期が終了したときは、直ちにくいを撤去しなければならない。

- (一) 公示番号 区第二百五号

- (二) 漁業の種類等

1 漁業の種類 第一種区画漁業

2 漁業の名称 のり養殖業

3 漁業の時期 九月一日から翌年四月三十日まで

- (三) 漁場の位置

下関市工領開作地先

- (四) 漁場の区域

次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

点の位置

基点A 下関市工領開作護岸南東端に設置した標識

B ヶ 乃木浜二丁目護岸東端に設置した標識

点イ Aから二五二度三分九五〇メートルの点

ロ Aから二七二度一五分一、六四五メートルの点

ハ Bから一四六度三〇分一、三三五メートルの点

ニ Bから一四二度一、五五〇メートルの点

ホ Bから一四五度二、〇八〇メートルの点

- (五) 地元地区

下関市松屋本町一丁目、松屋本町二丁目、松屋本町三丁目、松屋本町四丁目、松屋本町五丁目、松屋上町一丁目、松屋上町二丁目、松屋上町三丁目、松屋東町一丁目、松屋東町二丁目、松屋東町三丁目及び王喜宇津井一丁目

- (六) 制限又は条件

漁業の時期が終了したときは、直ちにくいを撤去しなければならない。

- (一) 公示番号 区第二百六号

- (二) 漁業の種類等

1 漁業の種類 第一種区画漁業

2 漁業の名称 のり養殖業

3 漁業の時期 九月一日から翌年四月三十日まで

- (三) 漁場の位置

下関市工領開作地先

- (四) 漁場の区域

次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

点の位置

基点A 下関市工領開作護岸南東端に設置した標識

B ヶ 乃木浜二丁目護岸東端に設置した標識

点イ Aから一九〇度一五分一、五三〇メートルの点

ロ Aから一九四度五〇分六五五メートルの点

ハ Aから二二二度四〇分六五五メートルの点

ニ Bから一四七度二、五八〇メートルの点

ホ Bから一四七度三、五三五メートルの点

- (五) 地元地区

下関市松屋本町一丁目、松屋本町二丁目、松屋本町三丁目、松屋本町四丁目、松屋本町五丁目、松屋上町一丁目、松屋上町二丁目、松屋上町三丁目、松屋東町一丁目、松屋東町二丁目、松屋東町三丁目及び王喜宇津井一丁目

(六) 制限又は条件  
 漁業の時期が終了したときは、直ちにロープ、ボンデン及びびいかりを撤去しなければならぬ。

(一) 公示番号 区第二百七号

(二) 漁業の種類等

1 漁業の種類 第一種区画漁業

2 漁業の名称 のり養殖業

3 漁業の時期 九月一日から翌年四月三十日まで

(三) 漁場の位置

下関市工領開作地先

(四) 漁場の区域

次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

点の位置

基点A 下関市工領開作護岸南東端に設置した標識

B 〃 乃木浜二丁目護岸東端に設置した標識

点イ Aから一八八度三〇分三、〇三〇メートルの点

ロ Aから一九〇度一、七三〇メートルの点

ハ Bから一四七度三、六八五メートルの点

ニ Bから一四七度四、六二〇メートルの点

(五) 地元地区

下関市松屋本町一丁目、松屋本町二丁目、松屋本町三丁目、松屋本町四丁目、松屋本町五丁目、松屋上町一丁目、松屋上町二丁目、松屋上町三丁目、松屋東町一丁目、松屋東町二丁目、松屋東町三丁目及び王喜宇津井一丁目

(六) 制限又は条件

漁業の時期が終了したときは、直ちにロープ、ボンデン及びびいかりを撤去しなければならぬ。

(一) 公示番号 区第二百八号

(二) 漁業の種類等

1 漁業の種類 第一種区画漁業

2 漁業の名称 のり養殖業

3 漁業の時期 九月一日から翌年四月三十日まで

(三) 漁場の位置

山陽小野田市大字西高泊地先

(四) 漁場の区域

次のG、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ、ト、チ、リ、ヌ、ル、ヲ、ワ、カ、ヨ、タ、レ、Aの各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

点の位置

基点A 山陽小野田市大字西高泊中地区開作護岸南端

B Aから護岸沿いに西へ一四〇メートルの点に設置した標識

C 山陽小野田市大字西高泊中地区開作護岸西端に設置した標識

D Cから護岸沿いに北へ二九〇メートルの点に設置した標識

E Dから護岸沿いに北へ一九七メートルの点に設置した標識

F 山陽小野田市大字西高泊黒崎開作樋門に設置した標識

G 〃 高泊漁港南角基部に設置した標識

H 〃 大字西高泊字後湯護岸唐樋に設置した標識

点イ Gから二九〇度一〇〇メートルの点

ロ Hから二八三度三〇分一〇〇メートルの点

ハ Fから三四五度の線とHから二八三度三〇分の線との交点

ニ Eから七度三〇分の線とFから二八七度の線との交点

ホ Eから一〇度四〇分の線とFから二八七度の線との交点

へ Eから三度三〇分の線とFから二四七度の線との交点

ト Dから四度三〇分の線とEから三三八度四〇分の線との交点

チ Dから三四一度二〇分の線とEから三〇一度の線との交点

リ Dから三〇〇度三〇分の線とEから二八四度二〇分の線との交点

ヌ Dから二七九度四〇分の線とEから二六六度の線との交点

ル Cから三〇七度の線とDから二七一度の線との交点

ヲ Cから三五五度四〇分の線とDから二六〇度四〇分の線との交点

ワ Cと山陽小野田市大字郡字梶下若山産業株式会社埋立地北東端とを結んだ線上Cから三三五メートルの点

カ Cから一八〇度三〇分八三五メートルの点

ヨ Cから一九三度三〇分一、一八〇メートルの点

タ Bから一九八度四〇分一、〇七〇メートルの点

レ Aから一三八度三〇分二〇〇メートルの点

(五) 地元地区

(六) 山陽小野田市大字西高泊  
制限又は条件

漁業の時期が終了したときは、直ちにくいを撤去しなければならない。

(一) 公示番号 区第二百九号  
(二) 漁業の種類等

1 漁業の種類 第一種区画漁業  
2 漁業の名称 のり養殖業

3 漁業の時期 九月一日から翌年四月三十日まで

(三) 漁場の位置

山陽小野田市大字西高泊地先

(四) 漁場の区域

次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

点の位置

基点A 山陽小野田市大字西高泊中地区開作護岸南端から護岸沿いに西へ一四〇メートルの点に設置した標識

B 〃 〃 中地区開作護岸西端に設置した標識

点イ Aから二〇五度一〇分一、五二〇メートルの点

ロ Bから二〇六度一、六四〇メートルの点

ハ Bから二二一度二、九二〇メートルの点

ニ Aから二〇七度四〇分一、八六〇メートルの点

(五) 地元地区

山陽小野田市大字西高泊

(六) 制限又は条件

漁業の時期が終了したときは、直ちにロープ、ボンデン及びいかりを撤去しなければならない。

漁業の時期が終了したときは、直ちにロープ、ボンデン及びいかりを撤去しなければならない。

(一) 公示番号 区第二百十号

(二) 漁業の種類等

1 漁業の種類 第一種区画漁業

2 漁業の名称 のり養殖業

3 漁業の時期 九月一日から翌年四月三十日まで

(三) 漁場の位置

山陽小野田市大字西高泊地先

(四) 漁場の区域

次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

点の位置

基点A 山陽小野田市刈屋漁港A防波堤基部から南西へ三〇メートルの点に設置した標識

置した標識

点イ Aから二八八度三〇分二、二五〇メートルの点

ロ Aから二七八度三、五六〇メートルの点

ハ Aから二六一度二〇分四、四二〇メートルの点

ニ Aから二四七度三、四六五メートルの点

ホ Aから二八七度三〇分二、〇九五メートルの点

(五) 地元地区

山陽小野田市大字西高泊

(六) 制限又は条件

漁業の時期が終了したときは、直ちにロープ、ボンデン及びいかりを撤去しなければならない。

漁業の時期が終了したときは、直ちにロープ、ボンデン及びいかりを撤去しなければならない。

(一) 公示番号 区第二百十一号

(二) 漁業の種類等

1 漁業の種類 第一種区画漁業

2 漁業の名称 のり養殖業

3 漁業の時期 九月一日から翌年四月三十日まで

(三) 漁場の位置

山陽小野田市大字小野田刈屋地先

(四) 漁場の区域

次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

点の位置

基点A 山陽小野田市刈屋漁港A防波堤基部から南西へ三〇メートルの点に設置した標識

置した標識

点イ Aから二七四度一、〇九〇メートルの点

ロ Aから二八六度一〇分一、九〇〇メートルの点

ハ Aから二四四度三〇分三、三五五メートルの点

- (五) 地元地区  
山陽小野田市大字小野田
- (六) 制限又は条件  
漁業の時期が終了したときは、直ちにロープ、ボンデン及びびいかりを撤去しなければならない。

- (一) 公示番号 区第二百十二号
- (二) 漁業の種類等  
1 漁業の種類 第一種区画漁業  
2 漁業の名称 のり養殖業  
3 漁業の時期 九月一日から翌年四月三十日まで

- (三) 漁場の位置  
山陽小野田市大字小野田刈屋地先  
漁場の区域  
次のイ、ロ、ハ、ニ、ホの各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域  
点の位置  
基点A 山陽小野田市刈屋漁港A防波堤基部から南西へ三〇メートルの点に設置した標識

- 点イ ッ 刈屋漁港A防波堤突端
- ロ Aから二八〇度四四〇メートルの点
- ハ Aから二三六度三〇分九六〇メートルの点
- ニ Aから二一一度三〇分八六五メートルの点
- ホ 山陽小野田市大字小野田宇入道石一一三五の二七に設置した標識
- (五) 地元地区  
山陽小野田市大字小野田
- (六) 制限又は条件  
漁業の時期が終了したときは、直ちにロープ、ボンデン及びびいかりを撤去しなければならない。

- (一) 公示番号 区第二百十三号
- (二) 漁業の種類等  
1 漁業の種類 第一種区画漁業  
2 漁業の名称 のり養殖業  
3 漁業の時期 九月一日から翌年四月三十日まで

- (三) 漁場の位置  
山陽小野田市大字小野田松浜地先  
漁場の区域  
次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、Cの各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域  
点の位置  
基点A 山陽小野田市刈屋漁港A防波堤基部から南西へ三〇メートルの点に設置した標識

- 点イ C Bから護岸沿いに北へ一、三一〇メートルの点に設置した標識
- ロ Aから一八九度五〇分一、〇二五メートルの点
- ハ Aから一九六度二〇分一、一二〇メートルの点
- ニ Aから二〇六度三〇分一、〇三五メートルの点
- ホ Aから二〇八度三〇分九七〇メートルの点
- ヘ Aから二三四度一、〇五五メートルの点
- ト Aから二一九度三〇分二、七四〇メートルの点
- チ Aから二二三度二、九一〇メートルの点
- ホ Bから二六四度一、四四五メートルの点

- (五) 地元地区  
山陽小野田市大字小野田
- (六) 制限又は条件  
漁業の時期が終了したときは、直ちにロープ、ボンデン及びびいかりを撤去しなければならない。

- (一) 公示番号 区第二百十四号
- (二) 漁業の種類等  
1 漁業の種類 第一種区画漁業

- 2 漁業の名称 のり養殖業
- 3 漁業の時期 九月一日から翌年四月三十日まで
- (三) 漁場の位置 山陽小野田市大字小野田本山地先
- (四) 漁場の区域 次のB、イ、ロ、Aの各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域
- 点の位置
  - 基点A 山陽小野田市大字小野田宇部興産本山埋立地護岸南西端に設置した標識
  - B Aから護岸沿いに北へ一、一八〇メートルの点に設置した標識
  - 点イ Aから二六一度三〇分一、三六五メートルの点
  - ロ Aから二三五度二〇分九七五メートルの点
- (五) 地元地区 山陽小野田市大字小野田
- (六) 制限又は条件 漁業の時期が終了したときは、直ちにロープ、ボンデン及びいかりを撤去しなければならぬ。

- (一) 公示番号 区第二百十五号
- (二) 漁業の種類等 漁業の種類 第一種区画漁業
- 1 漁業の種類 第一種区画漁業
- 2 漁業の名称 のり養殖業
- 3 漁業の時期 九月一日から翌年四月三十日まで
- (三) 漁場の位置 宇部市大字西沖の山西沖干拓地先
- (四) 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ、ト、チ、リ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域
- 点の位置
  - 基点A 宇部市大字西沖の山西沖干拓護岸南東端
  - 点イ Aから一六一度三〇分二八〇メートルの点
  - ロ Aから二四二度二二分九四五メートルの点

- ハ Aから二三三度一五五分一、一一一メートルの点
- ニ Aから二二一度四〇分一、五八八メートルの点
- ホ Aから二二二度一、九一九メートルの点
- へ Aから二二四度五三分二、四四二メートルの点
- ト Aから二〇六度五九分二、七七八メートルの点
- チ Aから一九〇度三〇分二、四九〇メートルの点
- リ Aから一六五度六八五メートルの点
- (五) 地元地区 宇部市大字藤曲、大字妻崎開作、居能町一丁目、居能町二丁目、居能町三丁目及び西平原四丁目
- (六) 制限又は条件 漁業の時期が終了したときは、直ちにロープ、ボンデン及びいかりを撤去しなければならぬ。

- (一) 公示番号 区第二百十六号
- (二) 漁業の種類等 漁業の種類 第一種区画漁業
- 1 漁業の種類 第一種区画漁業
- 2 漁業の名称 あおりの養殖業
- 3 漁業の時期 九月一日から翌年五月三十一日まで
- (三) 漁場の位置 宇部市厚東川河口
- (四) 漁場の区域 次のAとBとを結んだ線、FとGとを結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域（次のイとロとを結んだ線、ハとニとを結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域を除く。）
- 点の位置
  - 基点A 宇部市大字中野開作宇部線厚東川橋りよう右岸下流側基部
  - B 岩鼻町宇部線厚東川橋りよう左岸下流側基部
  - C 大字妻崎開作旧厚東川大橋右岸下流側基部
  - D 西平原四丁目厚東川大橋左岸下流側基部
  - E 大字妻崎開作小野田線厚東川橋りよう右岸下流側基部
  - F Eから護岸沿いに下流へ一、二八七メートルの点に設置した標識
  - G 宇部市大字藤曲宇部アンモニア工業有限会社護岸南西端

- (五) 地元地区
  - 点イ Cから護岸沿いに下流へ五〇メートルの点
  - ロ Dから護岸沿いに下流へ五〇メートルの点
  - ハ Cから護岸沿いに下流へ八〇メートルの点
  - ニ Dから護岸沿いに下流へ八〇メートルの点

宇部市大字藤曲、大字妻崎開作、居能町一丁目、居能町二丁目、居能町三丁目及び西平原四丁目

- (六) 制限又は条件
 

漁業の時期が終了したときは、直ちにくいを撤去しなければならない。

(一) 公示番号 区第二百十七号

(二) 漁業の種類等

1 漁業の種類 第一種区画漁業

2 漁業の名称 のり養殖業

3 漁業の時期 九月一日から翌年四月三十日まで

(三) 漁場の位置

宇部市厚東川河口

(四) 漁場の区域

次のBとCとを結んだ線、D、イ、Eの各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

点の位置

基点A 宇部市大字妻崎開作小野田線厚東川橋りょう右岸下流側基部

B Aから護岸沿いに下流へ一、二八七メートルの点に設置した標識

C 宇部市大字藤曲宇部アンモニア工業有限会社護岸南西端

D 大字妻崎開作竹の子島防波堤基部から突端に向かって一七五

メートルの点に設置した標識

E 大字藤曲埋立地護岸南西端

F Eから二七八度の線と宇部市大字西沖の山西沖干拓護岸との交点に設

置した標識

点イ EとFとを結んだ線上Fから二五〇メートルの点

(五) 地元地区

宇部市大字藤曲、大字妻崎開作、居能町一丁目、居能町二丁目、居能町三丁目及び西平原四丁目

(六) 制限又は条件

漁業の時期が終了したときは、直ちにくいを撤去しなければならない。

(一) 公示番号 区第二百十八号

(二) 漁業の種類等

1 漁業の種類 第一種区画漁業

2 漁業の名称 のり養殖業

3 漁業の時期 九月一日から翌年四月三十日まで

(三) 漁場の位置

宇部市大字小串沖の山埋立地地先

(四) 漁場の区域

次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

基点A 宇部市大字西沖の山西沖干拓護岸南東端

点イ Aから一五四度一、〇七〇メートルの点

ロ Aから一五九度一、一八〇メートルの点

ハ Aから一四五度一、六五〇メートルの点

ニ Aから一三九度三〇分一、六五〇メートルの点

(五) 地元地区

宇部市大字藤曲、大字妻崎開作、大字小串、居能町一丁目、居能町二丁目、居能町三丁目、西平原四丁目、助田町、南浜町一丁目、南浜町二丁目、西中町、上町一丁目、上町二丁目、西本町一丁目、西本町二丁目、中央町一丁目、中央町二丁目、中央町三丁目、相生町、新町、新天町一丁目、新天町二丁目、東本町一丁目、東本町二丁目、港町一丁目、港町二丁目、錦町、明治町一丁目、明治町二丁目、松山町一丁目、松山町二丁目、松山町三丁目、松山町四丁目、松山町五丁目、昭和町一丁目、昭和町二丁目、昭和町三丁目、昭和町四丁目、幸町、東見初町、則貞五丁目及び大字沖字部

(六) 制限又は条件

漁業の時期が終了したときは、直ちにロープ、ボンデン及びいかりを撤去しなければならない。

(一) 公示番号 区第二百十九号

(二) 漁業の種類等

- 1 漁業の種類 第一種区画漁業
- 2 漁業の名称 のり養殖業
- 3 漁業の時期 九月一日から翌年四月三十日まで

(三) 漁場の位置

宇部市大字沖宇部東見初埋立地地先

(四) 漁場の区域  
次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ、ト、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

点の位置

基点A 宇部市大字沖宇部東見初埋立地護岸西端

B ッ ッ 東見初埋立地護岸南西端

点イ Aから二三三度二七分一、六七八メートルの点

ロ Aから二三一度二、三三〇メートルの点

ハ Bから二三四度二〇分一、九五五メートルの点

ニ Bから二三三度四四分一、一三八メートルの点

ホ Bから二二八度三四分一、一八八メートルの点

へ Bから二二八度三八分一、一八六メートルの点

ト Bから二二九度〇三分一、二一七メートルの点

(五) 地元地区

宇部市港町一丁目、港町二丁目、東本町一丁目、東本町二丁目、新天町一丁目、新天町二丁目、錦町、明治町一丁目、明治町二丁目、松山町一丁目、松山町二丁目、松山町三丁目、松山町四丁目、松山町五丁目、昭和町一丁目、昭和町二丁目、昭和町三丁目、昭和町四丁目、幸町、東見初町、則貞五丁目及び大字沖宇部

(六) 制限又は条件

漁業の時期が終了したときは、直ちにロープ、ボンデン及びいかりを撤去しなければならない。

(一) 公示番号 区第二百二十号

(二) 漁業の種類等

- 1 漁業の種類 第一種区画漁業
- 2 漁業の名称 のり養殖業
- 3 漁業の時期 九月一日から翌年四月三十日まで

(三) 漁場の位置

宇部市大字沖宇部東見初埋立地地先

(四) 漁場の区域  
次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ、ト、チ、リ、ヌ、ル、ヲ、ワ、ヨ、タ、レ、ソ、ツ、ネ、ナ、ラ、ム、ウ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域(ワとヨとを結ぶ線はカを中心とした半径五二〇メートルの円弧)

点の位置

基点A 宇部市大字沖宇部東見初埋立地護岸南西端

B ッ ッ 東見初埋立地護岸南東端

点イ Aから二三三度四四分一、一三八メートルの点

ロ Aから二二四度二〇分一、九五五メートルの点

ハ Bから一八八度二、三二〇メートルの点

ニ Bから一七二度四九〇メートルの点

ホ Bから一九四度三〇分六二〇メートルの点

へ Bから一九七度五九〇メートルの点

ト Bから一七〇度四五〇メートルの点

チ Bから一七〇度一二〇メートルの点

リ Bから二二八度三四分一三五メートルの点

ヌ Bから二二五度二六分一四五メートルの点

ル Bから二三〇度一二分一五五メートルの点

ヲ Bから二〇七度五九分三三七メートルの点

ワ Bから二二一度四分三三三メートルの点

カ Bから二〇二度〇八分八四一メートルの点

ヨ Aから二七〇度二二分七七三メートルの点

タ Aから一七二度三三分八三二メートルの点

レ Aから一八五度二六分七六六メートルの点

ソ Aから一八五度三五分七七五メートルの点

ツ Aから一九四度二四分七五五メートルの点

ネ Aから一九四度三〇分七七五メートルの点

ナ Aから二〇四度二九分七七六メートルの点

ラ Aから二〇三度五三分八七二メートルの点

ム Aから二〇五度一二分八七四メートルの点

ウ Aから二〇四度一四分一、〇三八メートルの点

(五) 地元地区

(六) 宇部市明神町一丁目、明神町二丁目、明神町三丁目、八王子町、岬町一丁目、岬町二丁目、岬町三丁目、末広町、笹山町、五十目山町、草江一丁目、草江二丁目、草江三丁目、草江四丁目、則貞一丁目、則貞二丁目、則貞三丁目、則貞四丁目、則貞五丁目、則貞六丁目、亀浦三丁目、亀浦四丁目及び亀浦五丁目  
制限又は条件  
漁業の時期が終了したときは、直ちにロープ、ボンデン及びいかりを撤去しなければならない。

(一) 公示番号 区第二百二十一号  
(二) 漁業の種類等

- 1 漁業の種類 第一種区画漁業
- 2 漁業の名称 のり養殖業
- 3 漁業の時期 九月一日から翌年四月三十日まで

(三) 漁場の位置

宇部市山口宇部空港地先

(四) 漁場の区域

次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域  
点の位置

基点A 宇部市亀浦四丁目に設置した標識

B 宇部岬漁港旧防波堤灯台跡に設置した標識

点イ Bから一五七度三〇分五二〇メートルの点

ロ Bから一八四度二、四〇〇メートルの点

ハ Bから一五〇度二、二二〇メートルの点

ニ Bから一三〇度二、三三〇メートルの点

ホ Aから一七〇度〇三分二、一一一メートルの点

へ Aから一六七度五六〇メートルの点

(五) 地元地区

宇部市明神町一丁目、明神町二丁目、明神町三丁目、八王子町、岬町一丁目、岬町二丁目、岬町三丁目、末広町、笹山町、五十目山町、草江一丁目、草江二丁目、草江三丁目、草江四丁目、則貞一丁目、則貞二丁目、則貞三丁目、則貞四丁目、則貞五丁目、則貞六丁目、亀浦三丁目、亀浦四丁目及び亀浦五丁目

(六) 制限又は条件

漁業の時期が終了したときは、直ちにロープ、ボンデン及びいかりを撤去しな

ればならない。

(一) 公示番号 区第二百二十二号  
(二) 漁業の種類等

- 1 漁業の種類 第一種区画漁業
- 2 漁業の名称 かき垂下式養殖業
- 3 漁業の時期 一月一日から十二月三十一日まで

(三) 漁場の位置

周南市大字戸田大グラ鼻地先

(四) 漁場の区域

次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域  
点の位置

基点A 周南市大字戸田大グラ鼻北端

点イ Aから六七度三〇分八〇メートルの点

ロ Aから二二度二〇二メートルの点

ハ Aから三二六度二三〇メートルの点

ニ Aから二八三度一三〇メートルの点

(五) 地元地区

周南市大字戸田

(一) 公示番号 区第二百二十三号  
(二) 漁業の種類等

- 1 漁業の種類 第一種区画漁業
- 2 漁業の名称 とらふぐ、ひらめ、雑魚小割式養殖業
- 3 漁業の時期 一月一日から十二月三十一日まで

(三) 漁場の位置

下松市大字東豊井洲鼻地先

(四) 漁場の区域

次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域  
点の位置

基点A 下松市大字東豊井洲鼻日石棧橋西端

B 笠戸島瀬戸岬東端に設置した標識

- (五) 地元地区  
下松市
  - 点イ Aから三〇二度一七〇メートルの点
  - ロ Bから四二度六一〇メートルの点
  - ハ Bから五〇度五九〇メートルの点
  - ニ Aから二八二度一〇〇メートルの点
- (一) 公示番号 区第二百二十四号
- (二) 漁業の種類等
  - 1 漁業の種類 第一種区画漁業
  - 2 漁業の名称 とらふぐ、ひらめ、雑魚小割式養殖業
  - 3 漁業の時期 一月一日から十二月三十一日まで
- (三) 漁場の位置  
下松市笠戸島細折地先
- (四) 漁場の区域  
次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域  
点の位置
  - 基点A 下松市笠戸島細折ケーンソンヤード岸壁北東端
  - B ヶ ヶ 細折ケーンソンヤード岸壁南東端
  - 点イ Aから一四五度七〇メートルの点
  - ロ AとBとを結んだ線上Aから五〇メートルの点
  - ハ AとBとを結んだ線上Bから五〇メートルの点
  - ニ Bから六三度三〇分一一五メートルの点
- (五) 地元地区  
下松市
  - 公示番号 区第二百二十五号
  - (一) 漁業の種類等
    - 1 漁業の種類 第一種区画漁業
    - 2 漁業の名称 あかがい、かき垂下式養殖業
    - 3 漁業の時期 一月一日から十二月三十一日まで

- (四) 下松市笠戸島細折地先  
漁場の区域  
次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域  
点の位置
  - 基点A 下松市笠戸島細折ケーンソンヤード岸壁北東端
  - B ヶ ヶ 細折ケーンソンヤード岸壁南東端
  - 点イ Aから一四五度七〇メートルの点
  - ロ AとBとを結んだ線上Aから五〇メートルの点
  - ハ AとBとを結んだ線上Bから五〇メートルの点
  - ニ Bから六三度三〇分一一五メートルの点
- (一) 公示番号 区第二百二十六号
- (二) 漁業の種類等
  - 1 漁業の種類 第一種区画漁業
  - 2 漁業の名称 とらふぐ、ひらめ、雑魚小割式養殖業
  - 3 漁業の時期 一月一日から十二月三十一日まで
- (三) 漁場の位置  
下松市笠戸島尾泊地先
- (四) 漁場の区域  
次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域  
点の位置
  - 基点A 下松市笠戸島尾泊城の鼻北端
  - B ヶ ヶ 尾泊黒鼻北端
  - 点イ AとBとを結んだ線上Aから一三〇メートルの点
  - ロ Aから一四七度三〇分一一五メートルの点
  - ハ Bから二五〇度一一五メートルの点
  - ニ AとBとを結んだ線上Bから八〇メートルの点
- (五) 地元地区  
下松市

(一) 公示番号 区第二百二十七号

(二) 漁業の種類等

1 漁業の種類 第一種区画漁業

2 漁業の名称 あかがい、かき、みるくい垂下式養殖業

3 漁業の時期 一月一日から十二月三十一日まで

(三) 漁場の位置

下松市笠戸島三百瀬地先

(四) 漁場の区域

次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

点の位置

基点A 下松市笠戸島瀬戸岬西端

B ヶ ヶ ハナグリ北西端

点イ AとBとを結んだ線上Aから三八〇メートルの点

ロ AとBとを結んだ線上Bから五〇メートルの点

ハ Bから一〇五度五〇〇メートルの点

ニ Aから一八五度四三〇メートルの点

(五) 地元地区

下松市

(一) 公示番号 区第二百二十八号

(二) 漁業の種類等

1 漁業の種類 第一種区画漁業

2 漁業の名称 とらふぐ、ひらめ、雑魚小割式養殖業

3 漁業の時期 一月一日から十二月三十一日まで

(三) 漁場の位置

下松市笠戸島三百瀬地先

(四) 漁場の区域

次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

点の位置

基点A 下松市笠戸島瀬戸岬西端

B ヶ ヶ ハナグリ北西端

点イ AとBとを結んだ線上Aから三八〇メートルの点

ロ AとBとを結んだ線上Bから五〇メートルの点

ハ Bから一〇五度五〇〇メートルの点  
ニ Aから一八五度四三〇メートルの点

(五) 地元地区

下松市

(一) 公示番号 区第二百二十九号

(二) 漁業の種類等

1 漁業の種類 第一種区画漁業

2 漁業の名称 とらふぐ、ひらめ、雑魚小割式養殖業

3 漁業の時期 一月一日から十二月三十一日まで

(三) 漁場の位置

下松市笠戸島牛石地先

(四) 漁場の区域

次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

点の位置

基点A 下松市笠戸島ハナグリ北西端

B ヶ ヶ 小城岬北西端

点イ AとBとを結んだ線上Aから三〇〇メートルの点

ロ AとBとを結んだ線上Bから三三〇メートルの点

ハ Bから七九度五一五メートルの点

ニ Aから一五七度五〇〇メートルの点

(五) 地元地区

下松市

(一) 公示番号 区第二百三十号

(二) 漁業の種類等

1 漁業の種類 第一種区画漁業

2 漁業の名称 とらふぐ、ひらめ、雑魚小割式養殖業

3 漁業の時期 一月一日から十二月三十一日まで

(三) 漁場の位置

下松市笠戸島落地先

(四) 漁場の区域

次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域  
点の位置

基点A 下松市笠戸島落崎突端

B ヶ ヶ 尾郷尾郷岬西端

点イ AとBとを結んだ線上Aから三〇メートルの点

ロ AとBとを結んだ線上Bから四〇メートルの点

ハ Bから五五度三六〇メートルの点

ニ Aから六五度三〇分三六〇メートルの点

(五) 地元地区

下松市

(一) 公示番号 区第二百三十一号

(二) 漁業の種類等

1 漁業の種類 第一種区画漁業

2 漁業の名称 あかがい、かき垂下式養殖業

3 漁業の時期 一月一日から十二月三十一日まで

(三) 漁場の位置

下松市笠戸島深浦東地先

(四) 漁場の区域

次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ、ト、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

点の位置

基点A 下松市笠戸島カツネ崎北端

B ヶ ヶ 狐崎北端

点イ AとBとを結んだ線上Aから二〇〇メートルの点

ロ Aから一八二度八九〇メートルの点

ハ Aから一六八度九九〇メートルの点

ニ Bから二一四度三〇分一、一一〇メートルの点

ホ Bから二〇九度一、〇四〇メートルの点

へ Bから二〇九度八二〇メートルの点

ト AとBとを結んだ線上Bから二〇〇メートルの点

(五) 地元地区

下松市

(一) 公示番号 区第二百三十二号

(二) 漁業の種類等 第一種区画漁業

1 漁業の種類 第一種区画漁業

2 漁業の名称 とらふぐ、ひらめ、雑魚小割式養殖業

3 漁業の時期 一月一日から十二月三十一日まで

(三) 漁場の位置 下松市笠戸島深浦東地先

(四) 漁場の区域

次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ、ト、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

点の位置

基点A 下松市笠戸島カツネ崎北端

B ヶ ヶ 狐崎北端

点イ AとBとを結んだ線上Aから二〇〇メートルの点

ロ Aから一八二度八九〇メートルの点

ハ Aから一六八度九九〇メートルの点

ニ Bから二一四度三〇分一、一一〇メートルの点

ホ Bから二〇九度一、〇四〇メートルの点

へ Bから二〇九度八二〇メートルの点

ト AとBとを結んだ線上Bから二〇〇メートルの点

(五) 地元地区

下松市

(一) 公示番号 区第二百三十三号

(二) 漁業の種類等 第一種区画漁業

1 漁業の種類 第一種区画漁業

2 漁業の名称 あかがい、かき垂下式養殖業

3 漁業の時期 一月一日から十二月三十一日まで

(三) 漁場の位置 下松市笠戸島深浦西地先

(四) 漁場の区域

次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

点の位置

基点A 下松市笠戸島深浦西地先

B ヶ ヶ 狐崎北端

点イ AとBとを結んだ線上Aから二〇〇メートルの点

ロ Aから一八二度八九〇メートルの点

ハ Aから一六八度九九〇メートルの点

ニ Bから二一四度三〇分一、一一〇メートルの点

ホ Bから二〇九度一、〇四〇メートルの点

へ Bから二〇九度八二〇メートルの点

ト AとBとを結んだ線上Bから二〇〇メートルの点

- (五) 地元地区  
下松市
- 点の位置
- 基点A 下松市笠戸島カツネ崎東端
- B 〃 〃 深浦西洞前田鼻北東端
- 点イ AとBとを結んだ線上Aから三〇〇メートルの点
- ロ Bから三五二度五七〇メートルの点
- ハ Bから二九六度二三〇メートルの点
- ニ AとBとを結んだ線上Bから三〇メートルの点

- (一) 公示番号 区第二百三十四号
- (二) 漁業の種類等

- 1 漁業の種類 第一種区画漁業
- 2 漁業の名称 とらふぐ、ひらめ、雑魚小割式養殖業
- 3 漁業の時期 一月一日から十二月三十一日まで

- (三) 漁場の位置

- (四) 漁場の区域

下松市笠戸島深浦西地先  
次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

点の位置

- 基点A 下松市笠戸島カツネ崎東端
- B 〃 〃 深浦西洞前田鼻北東端
- 点イ AとBとを結んだ線上Aから三〇〇メートルの点
- ロ Bから三五二度五七〇メートルの点
- ハ Bから二九六度二三〇メートルの点
- ニ AとBとを結んだ線上Bから三〇メートルの点

- (一) 公示番号 区第二百三十五号
- (二) 漁業の種類等

- 1 漁業の種類 第一種区画漁業

- (二) 漁業の名称 かき垂下式養殖業
- 3 漁業の時期 一月一日から十二月三十一日まで
- (三) 漁場の位置
- 熊毛郡田布施町馬島地先
- (四) 漁場の区域
- 次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域
- 点の位置
- 基点A 熊毛郡田布施町馬島尾津漁港四号突堤東角
- 点イ Aから一四二度七九五メートルの点
- ロ Aから一四〇度一、〇一三メートルの点
- ハ Aから一四六度一、〇三一メートルの点
- ニ Aから一四九度八一八メートルの点

- (五) 地元地区

熊毛郡田布施町

- (一) 公示番号 区第二百三十六号
- (二) 漁業の種類等

- 1 漁業の種類 第一種区画漁業
- 2 漁業の名称 わかめ養殖業
- 3 漁業の時期 十月一日から翌年四月三十日まで

- (三) 漁場の位置

- (四) 漁場の区域

柳井市神代浦地先  
次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

点の位置

- 基点A 柳井市神代漁港神代防波堤基部
- 点イ Aから六六度一七〇メートルの点
- ロ Aから八八度二三〇メートルの点
- ハ Aから五六度五七〇メートルの点
- ニ Aから四六度五四〇メートルの点

- (五) 地元地区

- (六) 岩国市由宇町神東及び柳井市神代  
制限又は条件

漁業の時期が終了したときは、直ちにロープ、ボンデン及びびいかりを撤去しなければならぬ。

- (一) 公示番号 区第二百三十七号
- (二) 漁業の種類等
  - 1 漁業の種類 第一種区画漁業
  - 2 漁業の名称 わかめ養殖業
- 3 漁業の時期 十月一日から翌年四月三十日まで
- (三) 漁場の位置
  - 岩国市由宇町神東沖浦地先
  - 漁場の区域
    - 次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域
    - 点の位置
      - 基点A 岩国市由宇町由宇漁港南防波堤基部
      - B ッ ッ 神東公門所砂防堤基部
      - 点イ Aから一六六度一四〇メートルの点
      - ロ Bから一四度六〇メートルの点
      - ハ Bから一八五度三八〇メートルの点
      - ニ Bから一七五度四〇〇メートルの点
      - ホ Bから一二四度一三〇メートルの点
      - へ Aから一五三度二一〇メートルの点
- (四) 地元地区
  - 岩国市由宇町神東及び柳井市神代
- (六) 制限又は条件
  - 漁業の時期が終了したときは、直ちにロープ、ボンデン及びびいかりを撤去しなければならぬ。
- (一) 公示番号 区第二百三十八号
- (二) 漁業の種類等
  - 1 漁業の種類 第一種区画漁業
  - 2 漁業の名称 わかめ養殖業
- 3 漁業の時期 十月一日から翌年四月三十日まで

- (三) 漁場の位置
  - 岩国市由宇町神東城ヶ崎地先
  - 漁場の区域
    - 次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域
    - 点の位置
      - 基点A 岩国市由宇町神東由宇漁港施設用地護岸北側基部跡に設置した標識
      - B ッ ッ 由宇漁港城ヶ崎南防波堤基部
      - 点イ Aから六一度二五〇メートルの点
      - ロ Aから七六度二九五メートルの点
      - ハ Aから五一七度七二五メートルの点
      - ニ Bから二八度三七〇メートルの点
      - ホ Bから一九度三五メートルの点
      - へ Aから四四度七二五メートルの点
- (四) 地元地区
  - 岩国市由宇町神東及び柳井市神代
- (六) 制限又は条件
  - 漁業の時期が終了したときは、直ちにロープ、ボンデン及びびいかりを撤去しなければならぬ。

- (一) 公示番号 区第二百三十九号
- (二) 漁業の種類等
  - 1 漁業の種類 第一種区画漁業
  - 2 漁業の名称 わかめ養殖業
- 3 漁業の時期 十月一日から翌年四月三十日まで
- (三) 漁場の位置
  - 岩国市由宇町神東地先
  - 漁場の区域
    - 次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域
    - 点の位置
      - 基点A 岩国市由宇町神東由宇漁港由宇護岸南側基部に設置した標識
      - B ッ ッ 由宇漁港城ヶ崎北防波堤基部から一六度四一五メートルの点に設置した標識
      - 点イ Bから一〇五度一二〇メートルの点
- (四) 地元地区
  - 岩国市由宇町神東及び柳井市神代
- (六) 制限又は条件
  - 漁業の時期が終了したときは、直ちにロープ、ボンデン及びびいかりを撤去しなければならぬ。

- (五) 地元地区  
岩国市由宇町神東及び柳井市神代  
制限又は条件  
漁業の時期が終了したときは、直ちにロープ、ボンデン及びびいかりを撤去しなければならぬ。
- (六) 制限又は条件  
漁業の時期が終了したときは、直ちにロープ、ボンデン及びびいかりを撤去しなければならぬ。

(一) 公示番号 区第二百四十号  
(二) 漁業の種類等

- 1 漁業の種類 第一種区画漁業
- 2 漁業の名称 わかめ養殖業
- 3 漁業の時期 十月一日から翌年四月三十日まで

(三) 漁場の位置  
岩国市由宇町神東字飛石地先  
(四) 漁場の区域

次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域  
点の位置

- 基点A 岩国市由宇町神東水尻川河口左岸東角
- 点イ Aから九七度八五メートルの点
- ロ Aから八六度一四〇メートルの点
- ハ Aから二六度一八五メートルの点
- ニ Aから一三度四八〇メートルの点
- ホ Aから六度四七〇メートルの点
- ヘ Aから六度一六〇メートルの点

(五) 地元地区  
岩国市由宇町神東及び柳井市神代  
制限又は条件

漁業の時期が終了したときは、直ちにロープ、ボンデン及びびいかりを撤去しなければならぬ。

- (一) 公示番号 区第二百四十一号  
(二) 漁業の種類等
  - 1 漁業の種類 第一種区画漁業
  - 2 漁業の名称 わかめ養殖業
  - 3 漁業の時期 十月一日から翌年四月三十日まで
- (三) 漁場の位置  
岩国市端島東沢地先  
(四) 漁場の区域

次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域  
点の位置

- 基点A 岩国市端島端島漁港南防波堤南東端
- 点イ Aから一四一度四分二五メートルの点
- ロ Aから一九九度三〇分一九〇メートルの点
- ハ Aから一八六度三二〇メートルの点
- ニ Aから一四九度一五分三六〇メートルの点

(五) 地元地区  
岩国市柱島

(六) 制限又は条件

漁業の時期が終了したときは、直ちにロープ、ボンデン及びびいかりを撤去しなければならぬ。

(一) 公示番号 区第二百四十二号  
(二) 漁業の種類等

- 1 漁業の種類 第一種区画漁業
- 2 漁業の名称 わかめ養殖業
- 3 漁業の時期 十月一日から翌年四月三十日まで

(三) 漁場の位置  
岩国市柱島北泊地先  
(四) 漁場の区域

次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域  
点の位置

- 基点A 岩国市柱島洲の鼻東海岸護岸南端

- (一) 公示番号 区第二百四十三号
- (二) 漁業の種類等
  - 1 漁業の種類 第一種区画漁業
  - 2 漁業の名称 わかめ養殖業
  - 3 漁業の時期 十月一日から翌年四月三十日まで
- (三) 漁場の位置
  - 岩国市黒島地先
- (四) 漁場の区域
  - 次のA、イ、Bの各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域
- 点の位置
  - 基点A 岩国市黒島黒島漁港北防波堤突端南東角
  - B ヶ ヶ 黒島漁港北A護岸東角
  - 点イ Aから五一度一〇〇メートルの点
- (五) 地元地区
  - 岩国市柱島
- (六) 制限又は条件
  - 漁業の時期が終了したときは、直ちにロープ、ボンデン及びいかりを撤去しなければならない。
- (一) 公示番号 区第二百四十四号
- (二) 漁業の種類等
  - 点イ Aから三五度一七四メートルの点
  - ロ Aから八五度四一七メートルの点
  - ハ Aから六一度四九四メートルの点
  - ニ Aから二一度三六〇メートルの点
- (三) 漁場の位置
  - 岩国市柱島
- (四) 漁場の区域
  - 次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域
- 点の位置
  - 基点A 大島郡周防大島町大字東三蒲字赤松地先
  - 点イ Aから二二四度三〇分七五メートルの点
  - ロ Aから三〇一度一〇〇メートルの点
  - ハ Aから二九〇度三〇分一二三メートルの点
  - ニ Aから二三二度一〇一メートルの点
- (五) 地元地区
  - 大島郡周防大島町(平成十六年九月三十日における同郡大島町の区域に限る。)

- (一) 公示番号 区第二百四十五号
- (二) 漁業の種類等
  - 1 漁業の種類 第一種区画漁業
  - 2 漁業の名称 雑魚小割式養殖業
  - 3 漁業の時期 一月一日から十二月三十一日まで
- (三) 漁場の位置
  - 大島郡周防大島町頭島竜の口地先
- (四) 漁場の区域
  - 次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域
- 点の位置
  - 基点A 大島郡周防大島町大字浮島樽見D防波堤北西端
  - 点イ Aから三三八度〇六分八七七メートルの点
  - ロ Aから三三六度三〇分七六三メートルの点
  - ハ Aから三五四度四八分七三〇メートルの点
  - ニ Aから二度三六分八〇二メートルの点
- (五) 地元地区
  - 大島郡周防大島町(平成十六年九月三十日における同郡大島町の区域に限る。)

大島郡周防大島町大字浮島

(一) 公示番号 区第二百四十六号

(二) 漁業の種類等

1 漁業の種類 第一種区画漁業

2 漁業の名称 ひじき養殖業

3 漁業の時期 一月一日から十二月三十一日まで

(三) 漁場の位置

大島郡周防大島町頭島沖の久保鼻地先

(四) 漁場の区域

次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

点の位置

基点A 大島郡周防大島町頭島沖の久保鼻東端

点イ Aから三四一度五三六メートルの点

ロ Aから三五一度三五〇メートルの点

ハ Aから三二五度三一メートルの点

ニ Aから三二四度五一メートルの点

(五) 地元地区

大島郡周防大島町大字浮島

(一) 公示番号 区第二百四十七号

(二) 漁業の種類等

1 漁業の種類 第一種区画漁業

2 漁業の名称 かき、むらさきいがい垂下式養殖業

3 漁業の時期 一月一日から十二月三十一日まで

(三) 漁場の位置

大島郡周防大島町大字森地先

(四) 漁場の区域

次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

点の位置

基点A 大島郡周防大島町森野漁港(森) D護岸基部に設置した標識

点イ Aから二三四度五〇分二七四メートルの点

(五) 地元地区

大島郡周防大島町(平成十六年九月三十日における同郡東和町の区域に限る。)

(一) 公示番号 区第二百四十八号

(二) 漁業の種類等

1 漁業の種類 第一種区画漁業

2 漁業の名称 かき、むらさきいがい垂下式養殖業

3 漁業の時期 一月一日から十二月三十一日まで

(三) 漁場の位置

大島郡周防大島町真宮島地先

(四) 漁場の区域

次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

点の位置

基点A 大島郡周防大島町大字西方白木公有地に設置した標識

点イ Aから四七度三二〇メートルの点

ロ Aから五一度三〇分四四五メートルの点

ハ Aから一九度六〇〇メートルの点

ニ Aから一〇度五二五メートルの点

(五) 地元地区

大島郡周防大島町(平成十六年九月三十日における同郡東和町の区域に限る。)

(一) 公示番号 区第二百四十九号

(二) 漁業の種類等

1 漁業の種類 第一種区画漁業

2 漁業の名称 かき、むらさきいがい垂下式養殖業

3 漁業の時期 一月一日から十二月三十一日まで

(三) 漁場の位置

大島郡周防大島町大字西方下田地先

(四) 漁場の区域

次のイ、ロ、ハの各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

点の位置

基点A 大島郡周防大島町大字西方白木公有地に設置した標識

点イ Aから護岸沿いに東へ五三メートルの点に設置した標識

ロ Aから四度三〇分一三〇メートルの点

ハ Aから北西へ一二〇メートルの点に設置した標識

(五) 地元地区

大島郡周防大島町(平成十六年九月三十日における同郡東和町の区域に限る。)

(一) 公示番号 区第二百五十号

(二) 漁業の種類等

1 漁業の種類 第一種区画漁業

2 漁業の名称 かき、むらさきいがい垂下式養殖業

3 漁業の時期 一月一日から十二月三十一日まで

(三) 漁場の位置

大島郡周防大島町大字西方下田地先

(四) 漁場の区域

次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

点の位置

基点A 大島郡周防大島町大字西方白木公有地に設置した標識

B ヶ ヶ 白木港下田防波堤北側基部に設置した標識

点イ Aから三二〇度三六〇メートルの点

ロ Aから三二八度四〇分九二二メートルの点

ハ Bから三五一度四五分七八五メートルの点

ニ Bから二四度二九七メートルの点

(五) 地元地区

大島郡周防大島町(平成十六年九月三十日における同郡東和町の区域に限る。)

(一) 公示番号 区第二百五十一号

(二) 漁業の種類等

1 漁業の種類 第一種区画漁業

2 漁業の名称 まだい、雑魚小割式養殖業

3 漁業の時期 一月一日から十二月三十一日まで

(三) 漁場の位置

大島郡周防大島町大字平野片添地先

漁場の区域

次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

点の位置

基点A 大島郡周防大島町森野漁港(片添)片添C護岸基部南西角に設置した標識

点イ Aから一二六度三〇分五一一〇メートルの点

ロ Aから一九度五〇七メートルの点

ハ Aから一九度三五〇メートルの点

ニ Aから一三〇度三六一メートルの点

(四) 地元地区

大島郡周防大島町(平成十六年九月三十日における同郡東和町の区域に限る。)

(五) 地元地区

(一) 公示番号 区第二百五十二号

(二) 漁業の種類等

1 漁業の種類 第一種区画漁業

2 漁業の名称 かき、みるくい垂下式養殖業

3 漁業の時期 一月一日から十二月三十一日まで

(三) 漁場の位置

大島郡周防大島町大字和田地先

(四) 漁場の区域

次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

点の位置

基点A 大島郡周防大島町和田漁港(逗子)和田一号防波堤突端に設置した標識

点イ Aから一八一度四六〇メートルの点

ロ Aから一八三度三一〇メートルの点

ハ Aから二二〇度四二〇メートルの点

ニ Aから二〇九度五四〇メートルの点

(五) 地元地区

大島郡周防大島町（平成十六年九月三十日における同郡東和町の区域に限る。）

二 免許予定日

平成三十年九月一日

三 漁業権存続期間

平成三十年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

四 免許申請期間

平成三十年七月一日から同月三十一日まで

五 漁場図閲覧場所

山口県農林水産部水産振興課

山口県柳井農林水産事務所、山口県山口農林水産事務所及び山口県萩農林水産事務所

所の水産部並びに山口県下関水産振興局

山口県日本海海区漁業調整委員会事務局及び山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会事務局

務局

山口県告示第二百十号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十一条第一項の規定に基づき、定置漁業権の免許の内容たるべき事項、申請期間等を次のとおり定めた。

平成三十年五月二十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 免許の内容たるべき事項

(一) 公示番号 定第一号

(二) 漁業の種類等

1 漁業の種類 定置漁業

2 漁業の名称 雑魚定置漁業

3 漁業の時期 一月一日から十二月三十一日まで

(三) 漁場の位置

萩市大字江崎地先

(四) 漁場の区域

次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

点の位置

基点A 萩市大字江崎名島北端

点イ Aから三〇四度一六分二七五メートルの点

(五) 地元地区

萩市大字下田万及び大字江崎

(一) 公示番号 定第二号

(二) 漁業の種類等

1 漁業の種類 定置漁業

2 漁業の名称 雑魚定置漁業

3 漁業の時期 一月一日から十二月三十一日まで

(三) 漁場の位置

阿武郡阿武町大字惣郷地先

(四) 漁場の区域

次のA、イ、ロ、ハ、Aの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

点の位置

基点A 阿武郡阿武町赤島頂上

点イ Aから三〇二度四〇分一、一五五メートルの点

点ロ Aから二七三度四三分一、二五七メートルの点

点ハ Aから二一六度五八〇メートルの点

(五) 地元地区 阿武郡阿武町大字宇田及び大字惣郷

(一) 公示番号 定第三号

(二) 漁業の種類等

1 漁業の種類 定置漁業

2 漁業の名称 雑魚定置漁業

3 漁業の時期 一月一日から十二月三十一日まで

(三) 漁場の位置

阿武郡阿武町大字宇田地先

(四) 漁場の区域

次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域  
点の位置

基点A 阿武郡阿武町宇田郷港今浦防波堤灯台基部

点イ Aから二七八度二九分七一メートルの点

ロ Aから三〇三度一分四二、〇一四メートルの点

ハ Aから二七九度二七分二、四三メートルの点

ニ Aから二七一度四三分一、八六四メートルの点

ホ Aから二五三度三七分一、六二三メートルの点

地元地区  
阿武郡阿武町大字宇田及び大字惣郷

(五) 地元地区  
阿武郡阿武町大字宇田及び大字惣郷

(一) 公示番号 定第四号

(二) 漁業の種類等

1 漁業の種類 定置漁業

2 漁業の名称 雑魚定置漁業

3 漁業の時期 一月一日から十二月三十一日まで

(三) 漁場の位置

萩市大島字名切地先

(四) 漁場の区域

次のA、イ、ロ、Bの各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

点の位置

基点A 萩市大島字名切亀石頂上

B 萩市大島北東端

点イ Aから九〇度七二〇メートルの点

ロ Aから四三度一分四九〇六メートルの点

(五) 地元地区

萩市大島

(一) 公示番号 定第五号

(二) 漁業の種類等

1 漁業の種類 定置漁業

2 漁業の名称 雑魚定置漁業

3 漁業の時期 一月一日から十二月三十一日まで

(三) 漁場の位置

萩市大字椿東越ヶ浜地先

(四) 漁場の区域

次のイ、ロ、ハ、ニ、Bの各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

点の位置

基点A 萩市大字椿東越ヶ浜笠山磯笠山出東端

B 越ヶ浜笠山磯垣瀬瀬頂上から二三〇度六〇メートルの点

に設置した標識

点イ Aから一四七度五〇分一〇五メートルの点

ロ Aから四四度二三分一、〇三八メートルの点

ハ Bから一六度二〇分一、一一メートルの点

ニ Bから一二度一分八八〇メートルの点

(五) 地元地区  
萩市大字椿東（越ヶ浜地区及び後小畑地区に限る。）

(一) 公示番号 定第六号

(二) 漁業の種類等

1 漁業の種類 定置漁業

2 漁業の名称 雑魚定置漁業

3 漁業の時期 一月一日から十二月三十一日まで

(三) 漁場の位置

萩市鯖島地先

(四) 漁場の区域

次のA、イ、ロ、ハ、Bの各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域並びに次のニ、ホ、へ、ト、ニの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

点の位置

基点A 萩市鯖島東端

B ビシャゴ瀬頂上

C 平瀬頂上

- (一) 公示番号 定第七号
- (二) 漁業の種類等
  - 1 漁業の種類 定置漁業
  - 2 漁業の名称 雑魚、定置漁業
  - 3 漁業の時期 一月一日から十二月三十一日まで
- (三) 漁場の位置
  - 長門市通字南堂地先
- (四) 漁場の区域
  - 次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域
  - 点の位置
    - 基点A 長門市通字南堂熊ヶ鼻東端に設置した標識
    - 点イ Aから一六九度一〇分二一九メートルの点
    - ロ Aから八七度三〇分一、〇三〇メートルの点
    - ハ Aから五五度一六分一、〇四九メートルの点
    - ニ Aから二六度二〇分九三メートルの点
- (五) 地元地区
  - 長門市通
- (六) 制限又は条件
  - (四)のニ、ホ、ヘ、ト、ニの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域の垣網の敷設期間は、十月一日から翌年三月三十一日までとし、上面は、最大高潮時において水面下三メートル以上になければならない。

- (一) 公示番号 定第八号
- (二) 漁業の種類等
  - 1 漁業の種類 定置漁業
  - 2 漁業の名称 雑魚、定置漁業
  - 3 漁業の時期 一月一日から十二月三十一日まで
- (三) 漁場の位置
  - 下関市蓋井島深川地先
- (四) 漁場の区域
  - 次のA、イ、ロ、ハ、ニ、Aの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域
  - 点の位置
    - 基点A 下関市蓋井島深川東端に設置した標柱
    - 点イ Aから三四〇度三〇〇メートルの点
    - ロ Aから二五度四二四メートルの点
    - ハ Aから一一五度四二四メートルの点
    - ニ Aから一六〇度三〇〇メートルの点
- (五) 地元地区
  - 下関市大字蓋井島
- 免許予定日
  - 平成三十年九月一日
- 漁業権存続期間
  - 平成三十年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで
- 免許申請期間
  - 平成三十年七月一日から同月三十一日まで
- 漁場図閲覧場所
  - 山口県農林水産部水産振興課
  - 山口県農林水産事務所及び山口県下関水産振興局
  - 山口県日本海海区漁業調整委員会事務局

平成三十年五月二十九日印刷  
平成三十年五月二十九日印刷

発行人所

山口県知事